

令和7年度デジタルデバイド解消事業実施要領

1 目的

市町村と連携し、アクティブシニアなど意欲のある方を地域のデジタル化のサポーターとして育成するための研修会等を実施するとともに、高齢者向けにスマホ・タブレット教室を開催し、継続的な高齢者情報リテラシー向上を図る。

2 内容

(1) デジタルサポーター育成事業

デジタルシニアやアクティブシニアなど意欲ある方を地域のデジタル化のサポーター（以下、「デジタルサポーター」という。）として育成する研修会を開催する。

① 開催期間

研修会は、令和8年2月28日までに終了するものとする。

② 対象者

ア 対象市町村在住の方を原則とする。

イ 各研修15名の参加を上限とする。

③ 開催日・時間

ア 研修は、午前9時から午後5時までの間に開催するものとする。

イ 1回あたりの開催時間は、準備、プログラムの提供及び後片付けを含め2時間程度とし、2回開催する。

④ 研修の実施場所

実施場所は各市町村の公民館等の公共施設とし、施設予約は対象市町村が行うものとする。なお、研修は基本対面で行うが、WEBを希望する方がいる場合はWEBにて研修を行う。

⑤ 周知・広報

本事業の実施に当たり、周知・広報は市町村が行うものとする。

⑥ 参加者に関わる事務及び調整

参加申込の受付、参加決定は対象市町村が行うものとする。

対象市町村は参加決定者名簿（氏名、読み仮名、年齢、住所、連絡先、メールアドレス）を教室開催2開序日前までに、県に受け渡すものとする。

⑦ 研修の内容

スマートフォン及びタブレット端末（以下、「スマートフォン等」という）の基本的な操作やアプリに関する知識とそれらの指導方法を習得する。

（実施内容例）

- ・ スマートフォン等の基本操作や基本設定
- ・ インターネット検索方法

- ・ アプリのインストール、アンインストールと利用方法
- ・ セキュリティ設定
- ・ 情報モラルに関する知識
- ・ ネットリテラシーに関する知識

等

⑨ 研修修了者等

ア 研修修了者に対しては、県が別紙「福島県デジタルサポーター登録運営要綱」に基づき「福島県デジタルサポーター」として認定し、当該認定書を交付する。

イ 市町村は、独自に実施するデジタルデバイド解消事業に、可能な限りデジタルサポーターを活用するものとする。

(2) 高齢者向けスマホ・タブレット教室

高齢者を対象としたスマートフォン等の操作等に関する教室を開催する。

① 開催期間・回数

ア 別紙対象町村に対し、各町村2回、計46回の教室を開催する。

イ 教室は、令和8年2月28日までに終了するものとする。

② 対象者

ア 対象町村在住の65歳以上の方を原則とする。

イ 各教室15名の参加を上限とする。

③ 開催日・時間

ア 教室は、午前9時から午後5時までの間に開催するものとする。

イ 1回あたりの開催時間は、準備、プログラムの提供及び後片付けを含め2時間程度とする。

④ 教室の実施場所

実施場所は各町村の公民館等公共施設とし、施設予約は対象町村が行うものとする。

⑤ 周知・広報

本事業の実施に当たり、周知・広報は町村が行うものとする。

⑥ 参加者に関わる事務及び調整

参加申込の受付、参加決定は対象町村が行うものとする。対象町村は参加決定者名簿（氏名、年齢、住所、連絡先）を教室開催2開庁日前までに、県に受け渡すものとする。

⑦ 教室の内容

スマートフォン等の操作に関する知識の提供及び実技指導を行う。

(実施内容例)

- ・ スマートフォン等の操作方法
- ・ インターネットでの検索方法（災害情報、ラジオ等災害予防に繋がるもの）
- ・ アプリのダウンロード方法、利用方法（LINE等）

- ・ 福島県や各町村が提供する独自アプリの使用方法
 - ・ 情報モラルに関する知識
 - ・ ネットリテラシーに関する知識
- 等

⑧ I C T・電子機器等について

- ア 教室でインターネットを使用する場合は、使用会場において Wi-Fi 等インターネット環境が利用できる場合を除き、福島県（受託者）において環境を整備する。
- イ 教室ではあらかじめ用意した端末を使用するが、参加者自身が持参した端末の使用希望があった場合は使用を認める。
- ウ 教室の教材は、パワーポイント等わかりやすい媒体を使用する。なお、必要な機材については福島県（受託者）が用意する。
- エ 教室でアプリケーション等を使用する場合には、セキュリティ上の安全性が確保されているもののみを利用する。